

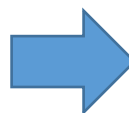
**施設**

◎災害時情報共有システムを使用した被災状況報告

(1) 県または市町村からメール等により、システム報告が可能になった旨の連絡があり次第、被災状況を災害時情報共有システム上で報告します。

(2) 報告には、システム上、全ての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、発災時に把握している状況に基づき入力・報告するようにしてください。

(3) 災害時情報共有システムにより報告いただくと同時に、県保健福祉事務所福祉課(長野市・松本市所在の施設は、市担当部署)へご報告願います。



◎災害時情報共有システムを使用できない場合の対応

(1) 県保健福祉事務所福祉課(長野市・松本市所在の施設は、市担当部署)へ連絡。

**県保健福祉事務所福祉課・中核市担当部署・市町村担当部署**

◎災害時情報共有システムを使用した被災状況報告

★県保健福祉事務所の対応

(1) システム・電話確認等により、管内施設の被災状況を把握します。適宜市町村へ情報提供します。

★中核市以外の市町村担当部署の対応

(1) 県からメール等によりシステム報告が可能となった旨の連絡があり次第、市町村所管(指定)の施設に周知します。  
(2) 電話確認等により、市町村所管施設の被災状況を把握します。

★中核市担当部署の対応

(1) 県からメール等によりシステム報告が可能となった旨の連絡があり次第、市町村所管(指定)の施設に周知します。  
(2) システム・電話確認等により、市所管施設の被災状況を把握します。



◎災害時情報共有システムを使用できない施設への対応

★県保健福祉事務所及び中核市担当部署の対応

(1) 施設においてシステムによる報告ができない場合は、県保健福祉事務所福祉課(中核市所管の場合は中核市担当部署)が代行入力します。

(1)-2 上記(1)のうち、施設がシステム未登録の場合等、代行入力できない場合、該当施設について被災状況整理表を取りまとめ、県介護支援課へ報告します

(1)-3 上記(1)-2のうち施設が被災状況整理表による報告ができない場合は、電話等で聞き取った内容を被災状況整理表中に代行入力のうえ県介護支援課へ報告します。

(2) 管内施設の被災状況は、適宜市町村(中核市の場合は県介護支援課)へ情報提供します。

**県介護支援課**

◎災害時情報共有システムを使用した被災状況報告

(1) 厚生労働省から災害情報の登録連絡を受けた後、県は、速やかに県内施設、保健福祉事務所福祉課、長野市・松本市含む市町村担当部署に対し、メール等により、システム上で被害状況の報告が可能となったことを連絡します。

(2) システムにより県内施設の被災状況を把握し、適宜市町村へ情報提供します。

◎災害時情報共有システムを使用できない施設への対応

(1) 各保健福祉事務所または中核市担当部署から報告を受けた被災状況整理表を取りまとめ、被災状況を把握するとともに厚生労働省へ報告します。

(2) 施設の被災状況については適宜市町村に情報提供します。

**【別添1】「災害発生時の対応について」**